

# 大正大学国文学会会則

第一条（名称）本会は大正大学国文学会と称する。

第二条（目的）本会は大正大学文学部日本文学科を中心として、会員相互の研究および教育の成果の発表を目的とする。

第三条（事業）本会の目的を果たすために、次の事業を行う。

1、研究機関誌『國文學踏査』の発行

2、その他理事会で必要と認めたる事業

第四条（会員）本会は次の会員をもって組織する。

1、大正大学文学部日本文学科専任教員

2、大正大学大学院文学研究科国文学専攻大学院生、および修了生の希望者

3、他、大正大学文学部日本文学科、大正大学大学院文学研究科国文学専攻に在籍歴があり、理事会が認めたる者

第五条（役員）本会は次の役員をおく。

1、代表理事（本会を代表し、会務を総覧する）一名

理事（代表理事を補佐し、会の運営にあたる）若干名  
会計監査（本会の財務を監査する）二名

2、理事は大正大学文学部日本文学科専任教員から選出し、代表理事は理事間の互選によって選出する。

第六条（理事会）理事会は年に一度これを開催する。ただし代表理事がこれを認めた場合には、臨時の理事会を開くことができる。

第七条（事務局）会務の窓口として大正大学日本文学科事務室に事務

局をおく。

第八条（会費）本会は会費を徴収しない。

第九条（経費）本会の経費は、論文投稿者の投稿料、および寄付金その他をもってこれに充てる。

第十条（会計年度）本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十一条（会則の変更）会則の変更は理事会の承認を得なければならぬ。

附則 一、本会則は二〇二三年八月一日に発効する。